

北海道住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する基準(概要版)

■ 位置付け

「住宅確保要配慮者居住支援の指定等に関する事務処理要領」第3条3項で定める「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号。以下「法」という。)の第40条第1号から第5条への適合について、審査の判断とする具体的な基準を定めるもの。

■ 各項と概要

○ 第1 業務実施計画の適切性(法第40条第1項第一号関係)

支援業務の実施計画の適確な実施のため次の各項目のいずれにも適合すること。

- ①道内に業務区域
- ②支援の対象範囲の定め
- ③支援業務の範囲の定め
- ④組織・人員体制の確保
- ⑤相談・苦情等体制の整備
- ⑥居住支援協議会等との連携
- ⑦個人情報保護
- ⑧債務保証業務に関する定め
- ⑨定款等への記載

○ 第2 経理的・技術的基礎(法第40条第1項第二号関係)

支援業務の実施計画の適確な実施のため経理的・技術的基礎を有するため、次の各項目のいずれにも適合すること。

- ①経理的基礎⇒必要な財源の確保、債務超過でないこと
- ②技術的基礎⇒法人(団体、企業)として下記(1)(2)いずれも満たしていること
 - (1)過去5年以内(申請年度を除く)に概ね1年以上の実績
 - (2)実務経験を概ね1年以上有する職員が支援業務に関与
ただし、業務区域内の市町村居住支援協議会会長又は市町村長から推薦を受けた者はこの限りではない。

○ 第3 役職員構成の公正性(法第40条第1項第三号関係)

支援業務の公正な実施のため役員等は以下のいずれにも適合しないこと。⑪については、債務保証を自ら又は委託により実施しようとする場合に限る。

- ①成年後見人又は被保佐人
- ②破産から復権を得ていない
- ③禁固以上又は罰金刑の刑期を終えてから2年未満
- ④指定取り消しから2年未満
- ⑤暴力団員
- ⑥暴力団員の利用
- ⑦暴力団員への協力
- ⑧暴力団員との非社会的関係
- ⑨暴力団員からの利益供与
- ⑩未成年者の法定代理人規定
- ⑪債権取り立てに関する法違反

○ 第4 支援業務以外の業務との区別(法第40条第1項第四号関係)

支援業務以外の業務の実施による支援業務の公正な実施に支障が生じないよう次の各号いずれにも適合すること。

- ①支援業務の他業務との組織的分離(独立性)
- ②債務保証業務実施の場合の経理区分及び個人情報保護の実施

○ 第5 その他(法第40条第1項第五号関係)

支援業務を公正かつ適確な実施のため次の各号いずれにも適合すること。

- ①定款等への支援業務に関する記載
- ②支援業務の実施に関する意思決定
- ③特定の政治、宗教その他の思想を強要しない旨の措置
- ④事業活動が暴力団員等に支配されていない